



長野県告示第390号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）の一部を次のように改正し、平成21年度の補助金から適用します。

平成21年7月6日

長野県知事 村井 仁

第4第4号中「事業完了後」を「事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後」に改める。

第10第2項中「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成12年厚生省告示第105号）を「補助事業等に

より取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に改める。

第12中「（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）」を削る。

別表の人権・共生のまちづくり施設運営事業の項中「251,000円」を「253,000円」に改め、同表の人権・共生のまちづくり施設デイサービス事業の項中「2,544,000円」を「2,646,000円」に改め、同表の地域交流促進事業の項中「5,320円」を「5,624円」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県告示第391号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の建設事務所、町役場に備え置きます。

平成21年7月6日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
狐沢 (追加)	昭和56年3月30日長野県告示第323号で指定した狐沢急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号と5号を結んだ線、標柱4号と右に掲げる地番の土地に存する標柱6号を結んだ線、標柱6号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と昭和56年3月30日長野県告示第323号で指定した狐沢急傾斜地崩壊危険区域の標柱5号を結んだ線に囲まれた区域	上水内郡飯綱町	倉井	狐沢	2057番1	6号
		"	"	"	2069番	7号
		"	"	"	2072番2	8号
		"	"	"	2080番1	9号
		"	"	梨ノ木	1849番2	10号
		"	"	"	1852番1	11号
		"	"	"	1852番2	12号

砂防課